

別記様式（第5条関係）

審議会等の会議の開催のお知らせ

会議の名称	東与賀公民館運営審議会
開催日時	平成29年3月28日（火）午前10時から
開催場所	東与賀農村環境改善センター（中研修室）
議題	(1) 平成28年度東与賀公民館事業報告について (2) 平成29年度東与賀公民館事業計画について (3) その他
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴者の定員	5人
傍聴手続	傍聴を希望される方は、3月27日（月）午後5時までに、東与賀公民館へご連絡ください。
問い合わせ先	佐賀市立東与賀公民館 電話番号 0952-45-0375 担当者 野中、矢ヶ部
その他	傍聴の方は、別紙「傍聴のみなさまへのお願い」をご確認ください。

## 傍聴のみなさまへのお願い

東与賀公民館運営審議会

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、事前に東与賀公民館事務局までご連絡ください。傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第締め切ります。
- (2) (1)で手続きをされた方は、会議の開会予定時刻までに会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入場してください。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合もあります。

### 3 会議を傍聴できない方

次の事項に該当する方は会議の傍聴はできません。

- (1) 酒気を帯びている方
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している方
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類、又は拡声器を携帯している方
- (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる方

### 4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。